

地方独立行政法人北海道立総合研究機構技術審査実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う技術審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 技術審査とは、外部からの依頼に基づき、書面や審査委員会において、公募型の研究開発事業等に係る技術的な審査を業務として行うことをいう。

(申請)

第3 地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程(平成22年4月1日規程第4号)第2条に規定する組織（以下「当該機関」という。）は、行政機関、関係団体等（以下「依頼者」という。）から申請された技術審査を受託する時には、任意の書式による依頼書の提出を求めるものとする。

(経費の負担)

第4 技術審査のため、職員が旅行する必要がある場合には、地方独立行政法人北海道立総合研究機構旅費規程（平成22年4月1日規程第29号）に基づく旅費相当額を、原則として依頼者が負担するものとする。ただし、当該機関の長が必要と認めた場合には、旅費相当額の負担を免除することができる。

2 依頼者は前項に規定する旅費相当額について、道総研が作成した請求書兼振込依頼書により別に指定する期日までに納付しなければならない。

(技術審査結果の通知)

第5 当該機関の長は、書類による技術審査を終了したときは、その結果を申請者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。